

令和4年11月 遊佐町農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日程 令和4年11月25日(金) 午後2時00分～午後4時00分
2. 場 所 遊佐町役場 第4会議室
3. 会議に付した議案

報告事項1 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
 報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知受理について
 報告事項3 農地法第5条届出書の受理について

議 第23号 非農地証明願いについて
 議 第24号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について
 議 第25号 農地法第4条の規定による許可申請について
 議 第26号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議 第27号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

4. 出席委員 (16名中16名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	齋藤勝広	2	三浦祐輝	3	荒生あや子	4	高橋敬
5	小松正志	6	今野忠勝	7	小野寺一博	8	菅原幸男
9	鈴木一弥	10	榊原一男	11	高橋正樹	12	大谷進一
13	石垣建	14	鈴木寿一	15	伊原ひとみ	16	佐藤充

5. 欠席委員 (0名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名

8. 事務局出席者 (3名)

館内ひろみ事務局長、菅原恵里係長、遠藤史貴主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	<p>お疲れ様です。少々時間がございますが、皆さまお揃いですのでただ今から遊佐町農業委員会 11 月の定例会を開催いたします。</p> <p>このメンバーで開催するのはこれが最後になります。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、委員の欠席報告をいただく前に、議案書の一部差替えありますので、事務局の方からお願い致します。</p>
事務局	<p>議第 28 号について、今回の総会にかける予定でしたが削除になりますので議案書の差替えをお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは、本日の出欠状況の報告を榊原懲罰委員長よりお願いします。</p> <p>(10 番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)</p>
10 番榊原一男委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。</p> <p>委員 16 名中全員が出席して過半数の委員が出席をしております。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。以上報告を終わります。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。それでは、佐藤会長よりご挨拶をお願いします。</p>
佐藤会長	<p>お忙しい中、大変ご苦勞様です。</p> <p>先週、山形県農業委員会大会がありました。出席された方々大変ご苦勞様でした。朝 8 時に出発し帰って来たのが午後 6 時半ということで 1 日がかかりでしたが、今回の大会で私たちにも関わるがありましたので報告したいと思えます。</p> <p>また、先程課長が言っておりましたが、今日でこのメンバーでの会議は最後になります。本来なら 12 月 1 日に歓送迎会があつて皆さんから一言お願いするのですが、今回は全体協議会が終わった時に退任される方々から一言お願いできればと思えますのでよろしくお願い致します。</p> <p>それでは、今日の案件の慎重審議をよろしくお願い致します。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤充会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では 11 番の高橋正樹委員、12 番の大谷進一委員にお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の遠藤主事を指名します。</p> <p>それでは会議を始めます。総会次第に基づき進行いたします。報告事項について、事務局より説明願います。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局長	<p>(議案書・朗読説明)</p>
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>

事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について、合計 4 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>番号 53 計 5 筆、10,495 m² 番号 54 計 11 筆、36,346 m² 番号 55 1,034 m²、1 筆のみ 番号 56 計 15 筆、10,368 m²</p> <p>以上 4 件、全て相続による所有権の取得です。</p> <p>続きまして、報告事項 2. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前、6 箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかたため、通知受理のみで足りる内容となっております。</p> <p>番号 9 から番号 14-1、14-2 についてはこの後の議第 27 号の基盤強化促進法の売買に伴う解約となっております。</p> <p>番号 9 計 3 筆、6,751 m² 番号 10 計 2 筆、4,357 m² 番号 11 4,340 m²、1 筆のみ 番号 12 2,595 m²、1 筆のみ 番号 13 計 4 筆、1,486 m² 番号 14-1、14-2 計 3 筆、1,004 m²</p> <p>番号 15-1、15-2 につきまして、これまでは農事組合法人の構成員として貸人が管理しておりましたが亡くなられたため、今後は自作に戻し、所有者が管理を行っていくことになったため解約するものです。</p> <p>番号 15-1、15-2 計 2 筆、2,741 m²</p> <p>続きまして、報告事項 3. 農地法第 5 条届出書の受理について 番号 1 124 m²</p> <p>工事用道路として利用するため届出があったものです。</p> <p>補足説明資料の 23 頁以降に資料を掲載しておりますのでご覧ください。</p> <p>申請地は、隣市の都市計画区域の市街化区域内農地で、準工業地域に用途指定されております。農地法施行令により市街化区域内の農地の転用は、あらかじめ農業委員会に届出を行えば転用許可は不要となっております。</p> <p>10 月 18 日付けで届出があった今回の申請について審査した結果、法令で定められた要件を満たしており受理相当と判断し、10 月 19 日付けで受理通知書を交付しております。説明は以上です。</p>
議長	<p>只今の報告事項について、何か質問・意見等ありませんか。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>(事務局が報告事項 2 の報告時、住所の読み間違いがあり訂正された。)</p>
議長	<p>他に何か質問・意見等はありませんか。 (質問・意見なし)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。</p> <p>議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、伊原委員長より報告をお願いします。</p> <p>(15 番伊原ひとみ会長代理が挙手し、議長が指名する)</p>

15 番伊原ひとみ会長代理	11月17日に、第2会議室で委員7名が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第24号、27号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。
議長	それでは、議第23号 非農地証明願いについて、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	説明いたします。審査基準書は1ページ、補足説明資料も1ページからご覧ください。 番号5、計2筆 538㎡ です。 申請地は都市計画区域内、農業振興地域外、土地改良事業受益地外で、平成3年10月29日付けで駐車場用地として農地転用許可を受けており、現在も駐車場として使用しております。当時は賃借権設定の許可申請でしたが、所有権を移転することになり、地目が農地のままになっているため今回申請が出されたものです。 転用許可を受けてから20年以上農地として使用しておらず、固定資産税も宅地で課税されているため非農地として証明しても問題ないと考えます。 17日に高橋土地専門部会長、大谷副部会長、荒生委員の3名で現地調査を行っておりますので、このあと報告をお願いいたします。 以上1件について、現況非農地として証明してよろしいかご審議いただければと思います。以上です。
議長	それでは、番号5について、11番高橋部会長より現地調査の報告をお願いします。
11 番高橋正樹部会長	はい、それでは報告いたします。場所は工場の北側で川沿いとなっております。平成3年に相続で所有権移転をし、転用許可を貰って駐車場として利用していたのですが、地目変更しないまま車庫と言いますか倉庫を建ててしまったそうです。税金も宅地で払っているということで、農地としての利用も難しく何ら問題は無いと思われまます。以上です。
議長	次に12番大谷進一副会長より現地調査の報告をお願いします。
12 番大谷進一副部会長	はい、報告します。ただ今部会長から説明がありました通り、この写真をみてもわかると思いますが、原状復帰する、農地に戻すのは大変だと思いますので、非農地証明で問題ないかと思ひます。以上です。
議長	次に、3番の荒生あや子委員により現地調査の報告をお願いします。
3 番荒生あや子委員	はい。専門部会長高橋委員、副部会長大谷委員と私も同じ意見であります。以上です。
議長	それでは、質疑に入ります。 ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願ひます。ありませんか。 (質問、意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 議第23号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願ひます。 (出席委員全員挙手)

	<p>全員賛成ですので、議第 23 号 非農地証明願いについて、原案のとおり現況非農地として証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 24 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 3 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条による所有権移転許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。</p> <p>番号 1 126 m²、一筆のみ。贈与による所有権移転です。</p> <p>現地調査は大谷進一委員に依頼しておりますので、このあと報告をお願いします。</p> <p>番号 2 636 m²、一筆のみ。贈与による所有権移転です。</p> <p>現地調査は高橋正樹委員に依頼しておりますので、このあと報告をお願いします。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	それでは、番号 1 について 12 番の大谷進一委員より現地調査の報告をお願いします。
12 番大谷進一委員	<p>はい、報告します。譲受人が譲渡人の農地を買って将来的にはハウスを建てたいとのことでした。</p> <p>譲受人は地元の方で大変真面目で、12 月から農業委員として頑張っている方です。今まで譲渡人は管理をあまりされてこなかったようですが、これからは譲受人がしっかりと管理していくということだったので問題ないかと思えます。以上です。</p>
議長	それでは、番号 2 について 11 番の高橋正樹委員より現地調査の報告をお願いします。
11 番高橋正樹委員	<p>はい、報告いたします。場所は当該集落の北側の入り口にあたります。少し前までは家や蔵や車庫といいますか物置があったのですが、今はそれらを全部解体して重機で宅地と畑の部分を均して一体化しております。</p> <p>宅地の部分を売りに出したところ購入予定者が見つかりましたが、農家でないことから農地の部分を購入できないということで、どういった経緯なのかは分かりませんが、今回の譲受人に贈与するという案件です。</p> <p>譲受人に聞いたら、今後草取り等して管理していくという話でしたのでなんら問題は無いかと思われます。以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(12 番大谷進一委員が挙手し、議長が指名する。)</p>
12 番大谷進一委員	<p>補足させていただきます。番号 1、2 もそうですが、贈与ということになっており、行政書士事務所を通した手続きとなっています。</p>
	(4 番高橋敬委員が挙手し、議長が指名する。)

4 番高橋敬委員	2 番の土地のところに「売地」看板があり、宅地と農地の境がなく農地を含めた全体の「売地」であるならば、「贈与」ではなく「売買」が妥当ではないのか。
11 番高橋正樹委員	先程説明した通り重機により宅地と農地の境が均されて一体化したが、今現在は農業委員会の立ち合いの下、境界を明確にして宅地と農地は明確にわかれているので問題はないと思われます。
議長	他にありませんか。 その他何かご意見等ございますか。 (質問・意見なし) それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第 24 号について、原案の通り可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 24 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第 25 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手をし、議長が指名する)
事務局長	(議案書・朗読説明)
事務局	それでは説明いたします。審査基準書は 5 ページから、補足説明資料も 5 ページからご覧ください。 番号 3 124 m ² です。 申請理由は物置及び車庫の建築のためです。 申請地は、当該集落の西部に位置し、都市計画区域内、農振農用地区域外、土地改良事業受益地外の農地で住宅が連たんした区域内にあります。最寄り駅からおおむね 300m 以内の区域内にあるため、第 3 種農地と判断されます。物置と車庫を建築するため、転用許可申請されたものです。 日常生活上必要な施設であり、資金も残高証明により確認して確実性があり、許可相当と考えます。 17 日に、高橋土地専門部会長、大谷副部会長、今野部会員の 3 名で現地調査を行っておりますので、この後報告をお願いいたします。 説明は以上です。
議長	それでは 11 番の高橋正樹部会長より現地調査の報告をお願いします。
12 番高橋正樹部会長	はい、それでは報告いたします。審査基準書の 5 ページ、6 ページをご覧ください。6 ページの写真を見てもらってもあまり皆さんにハッキリとわからないかと思いますが、メインの道路から 3m から 4m もあろうかと思われるくらい高い所にあります。見てきたところ、現在はネギが 10 本程植えてある位でほとんど使用されておりました。周りは 2m ぐらいの草地になっていて建物を建てても周りに影響がないことから許可相当と思われます。以上です。
議長	次に 12 番大谷進一副部会長より現地調査の農国をお願いします。
12 番大谷進一副部会長	はい、報告いたします。ただ今部会長から話がありましたが、この畑の部分につきましては、管理はちゃんとなっていましたし周辺には何ら問題はないと思われます。以上です。
議長	最後に 6 番今野部会員、現地調査の報告をお願いします。
6 番今野忠勝委員	はい、今のご両名からのお話の通り、許可相当と思っております。

議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただ今の議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のあるかたは挙手願います。</p> <p>(4 番高橋敬委員が挙手し、議長が指名する。)</p>
4 番高橋敬委員	<p>基準書の 6 ページの上の写真と下の写真で境界が違っているように見えるが、どちらが正しいのか、どこが境界なのか、下の写真の塀に見えるところが境界ではないのですか。</p>
事務局	<p>上の写真の方では境界の杭が確認できたので、その杭に沿って線を引いているので、上の写真の方で示されている境界線が正しいです。</p> <p>下の写真に見える塀も所有者が同じで塀が境界線ということではありません。</p>
議長	<p>それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 25 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 25 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 26 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、指名される)</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は 9 ページから、補足説明資料は 14 ページからご覧ください。</p> <p>番号 6 1,283 m² です。</p> <p>申請理由は保養施設建築のためです。</p> <p>申請地は、当該集落の北東部に位置し、都市計画区域外、農業振興地域内、土地改良事業受益地外の農地であります。中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない農地であり、第 2 種農地と判断されます。申請者は、他町で眼科医を開業しており、雇用する従業員のための保養施設を建築したいということで転用許可申請があったものです。申請地以外の他の土地に建築することが難しいためやむを得ないものと認められます。</p> <p>資金も残高証明により確認して確実性があり、許可相当と考えます。</p> <p>17 日に、高橋土地専門部会長、大谷副部会長、三浦委員の 3 名で現地調査を行っておりますので、この後報告をお願いいたします。説明は以上です。</p>
議長	それでは 11 番の高橋正樹部会長より現地調査の報告をお願いします。
11 番高橋正樹部会長	<p>はい、それでは報告いたします。審査基準書の 9 ページ、10 ページをご覧ください。場所は、当該集落の避暑地とも言われる別荘のある場所で現在は草刈りもされていて綺麗になっております。譲受人が経営する医院の従業員の保養所として建築したいという話でした。</p> <p>建物ができたとしても周りに何ら影響も無いことから問題ないと思われま す。以上です。</p>
議長	次に、12 番大谷進一副部会長より現地調査の報告をお願いします。
12 番大谷進一副部会長	<p>はい、報告します。ただ今部会長が説明した通り、周辺にも問題なく許可相当と思います。以上です。</p>

議長	最後に2番三浦委員より、現地調査の報告をお願いします。
2番三浦祐輝委員	はい、報告します。私も17日に高橋部会長と大谷副部会長と一緒に現地を見て参りました。冬にはすごく雪の積もる場所ですが、行った時は綺麗に管理されており、住民が増えるというか住む人が段々増えてくるということは好ましいことなので許可相当として見て参りました。以上です。
議長	ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。 譲受人の眼科医院の規模はどれくらいですか。
事務局	従業員は10名程度と聞いています。
議長	それでは、ほかに何かありませんか。 (質問、意見なし) それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。 議第26号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第26号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第27号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、指名される。)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明をお願いします。
事務局	補足説明申し上げます。審査基準書は13ページからご覧下さい。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。 内訳につきまして、(1)所有権移転は7件、(2)利用権設定は5件、(3)利用権移転につきまして今回申請はありません。 計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。 計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。それでは個別に説明します。 (1)所有権移転について 番号8 347㎡、1筆のみ 現地調査につきまして、三浦委員にお願いしておりましたので、この後報告をお願いします。 番号9 4,340㎡、1筆のみ 現地調査につきまして、高橋正樹委員にお願いしておりましたので、この後報告をお願いします。 番号10 2,595㎡、1筆のみ 現地調査につきまして、大谷委員にお願いしておりましたので、この後報告をお願いします。 番号11 1,014㎡、1筆のみ 現地調査につきまして、小松委員にお願いしておりましたので、この後報告をお願いします。 番号12 計4筆、1,486㎡ 現地調査につきまして、大谷委員にお願いしておりましたので、この後報

	<p>告をお願いします。</p> <p>番号 13 計 3 筆、6,751 m²</p> <p>現地調査につきまして、榊原委員にお願いしておりましたので、この後報告をお願いします。</p> <p>番号 14 計 5 筆、5,361 m²</p> <p>現地調査につきまして、大谷委員にお願いしておりましたので、この後報告をお願いします。</p> <p>所有権移転についての説明は以上です。</p> <p>続きまして、(2)利用権設定について説明させていただきます。</p> <p>番号 25 計 3 筆、18,023 m²、期間は 3 年です。</p> <p>番号 26 5,125 m²、1 筆のみ、期間は 3 年です。</p> <p>番号 27 計 3 筆、5,026 m²、期間は 1 年です。</p> <p>番号 28 計 2 筆、4,888 m²、期間は 5 年です。</p> <p>番号 29 計 3 筆、6,587 m²、期間は 5 年です。</p> <p>今回の (2) 利用権設定は全て同一人との再設定となっております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、(1) 所有権移転についての番号 8 について、2 番三浦委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
2 番三浦祐輝委員	<p>はい、ご報告します。11 月 16 日に譲受人本人と話を聞くことができました。内容は、譲渡人がここ数年体調を崩して土地を管理できなくなったということで、今回「買っていただけないか」とのことで買うことにしたとのことでした。次の日に現地を確認してまいったのですが、桜も既に定植されておりましたので、全然問題ないとして見て参りました。以上です。</p>
議長	<p>それでは、(1) 所有権移転についての番号 9 について、11 番高橋委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
11 番高橋正樹委員	<p>はい、報告します。場所は、当該集落と隣の集落の中間位で国道の近くにあります。譲受人は、以前推進委員をしていた人で、話を聞いたら譲受人の配偶者の実家の田だそうです。「買ってくれないか」ということで、本当は買う気は無かったのですが、仕方なく購入したということでした。</p> <p>今譲受人が耕作している田のすぐ北側にあるので作業もし易いし、今後綺麗に管理していくという話でしたので何ら問題はないと思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは、(1) 所有権移転についての番号 10, 12, 14 について、12 番大谷委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
12 番大谷進一委員	<p>はい、報告します。譲渡人からの依頼によりまして、それぞれ今まで耕作していた方々に購入をお願いしましたところ、最初は 4 月の時点で話が来ていて、譲受人の方々は稲刈りが終わった頃に余裕ができるのでとの話だったので時期を待っていたところ、どういうわけか「買えない」との返答をしてくる人もいて、少し難儀しました。なんとか農業委員が主体となって価格等を決めさせていただきました。</p> <p>まず、10 番の譲受人の購入地は、駅の西の一枚田で、価格は単価 550,000 です。最初は 500,000 円でしたが 500,000 円と言わず、550,000 円でも買ってもらえないかと交渉したら、わかったということで 550,000 円にさせていただきました。</p> <p>12 番の譲受人のところですが、10a 当たりの単価は 336,473 円です。総額で 500,000 円ということで購入してもらいました。ここは、面積の割には安</p>

	<p>いのではないかと思われると思いますが、圃場整備は行っていません。尚且つ枚数も変則的なものですから、併せて 500,000 円ということで購入してもらいました。その脇の農地は知人がハウスを 2 棟建ててアスパラガスの栽培をしています。</p> <p>14 番の譲渡人と譲受人についてですが、譲渡人は元々町内の方です。お父さん、お母さんも亡くなって譲渡人一人でしたが、隣の市に嫁がれてこの 9 月に赤ちゃんを出産したそうです。それで、隣の市に移るということで、農地は処分したいというご希望でした。今までは譲受人が 2 筆を耕作していましたが、それを新たに買うということです。</p> <p>この譲受人はご承知のとおり農業委員長もされていた方で内情にはすごく詳しくて「あそこなら、400,000 円以上では買わない」とのことで 400,000 円をお願いしました。残り 3 筆の約一反歩は別の方が耕作していましたが、譲受人の田に隣接しているということでもう買ってもらうことにし、そこは 10a 当たり 500,000 円を買ってもらうことになりました。</p> <p>なんとか全て案件を終わることができました。以上報告します。</p>
議長	<p>それでは、(1) 所有権移転についての番号 11 について、5 番小松委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
5 番小松正志委員	<p>私の方から報告いたします。今、委員がお話した通りですが、内容を話すれば、今まで耕作してくれていた方に何回もお願いして買っていただくような方向になったのですが、突然買わないということになって、ここだけ農作業も大変だということでも仕方なくご自身が求めさせられたような恰好になったそうです。場所が日陰で基盤整備もされておらず、現地を見ましたが、相当前から減反していて、年に一回しか草を刈らないような荒地のような感じでした。</p> <p>単価は安いように思われますが、作業するには問題あるような場所でした。</p> <p>委員が皆さんにお話したとおりに、今まで耕作していた人にその土地を買っていただくように努力したけれども、その人はなんとしても処分したいということで、譲受人がわざわざ残っているような、耕作するにも具合の悪い土地ですが仕方なく求めたということですが、譲受人だったら、ここの土地もきちんと管理されるのではないかと、譲受人には気の毒でしたが、譲受人なら良いのではないかと思います。</p> <p>譲受人は大分努力した割には、自分の身に降りかかってしまったという結果でした。</p> <p>そういうことで、譲受人なら大丈夫だろう、許可相当だろうと思いました。以上です。</p>
議長	<p>それでは、(1) 所有権移転についての番号 13 について、10 番榊原委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
10 番榊原一男委員	<p>はい。譲渡人は遊佐の住民でしたが、隣接市に嫁ぎ名前が変わったということで、土地の場所は墓地の 100m くらい近くということで、3 回も 5 回も通ってやっとの思いでこの譲受人に買ってもらった案件です。</p> <p>譲受人は農業を営んでいるので、作付けには何ら問題ないと思います。確認は、春に一度確認して 11 月 18 日にも本人に確認しました。以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>始めに、(1) 番号 8 について審議いたします。</p> <p>この件については、7 番小野寺一博委員に関する案件ですので、小野寺委</p>

	<p>員は一時退席願います。</p> <p>(小野寺一博委員、一時退席)</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>(1) 番号 8 について何か質問・意見等ございましたらお願い致します。</p> <p>何かご意見等ございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 27 号 (1) 番号 8 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件について原案のとおり許可することに決定いたします。小野寺委員は着席願います。</p> <p>(小野寺一博委員、着席)</p> <p>続きまして、(1) 番号 11 について審議いたします。</p> <p>この案件については、12 番大谷進一委員に関する案件ですので、一時退席願います。</p> <p>(大谷進一委員、一時退席)</p> <p>それでは質疑に入ります。</p> <p>(1) 番号 11 について何か質問・意見等ございますか。</p> <p>その他何かご意見等ございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 27 号 (1) 番号 11 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件について原案のとおり許可することに決定いたします。大谷委員は着席願います。</p> <p>(大谷進一委員、着席)</p> <p>続きまして、(2) 番号 26 について審議いたします。</p> <p>この案件については、私に関する案件ですので、会長代理の伊原委員に議長を交代いたします。</p> <p>(議長を伊原委員と交代)</p>
議長代理 伊原ひとみ委員	<p>暫時の間、議長の職を務めさせていただきます。</p> <p>それでは、佐藤会長は一時退席願います。</p> <p>(佐藤充会長、一時退席)</p> <p>(2) 番号 26 について審議いたします。何か質問・意見等ございますか。</p> <p>その他何かご意見等ございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>ただいまの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、これらの件については、原案のとおり許可することに決定いたします。それでは、佐藤会長と議長を交代いたします。</p> <p>(佐藤充会長、着席)</p>

議長	<p>それでは、これまで審議いただきました案件以外を審議いたします。 何か質問・意見等がございますか。 (質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第 27 号のこれまで決定した案件以外について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 27 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、のこれまで決定した案件以外について、原案のとおり許可することに決定いたします。 予定されていた議事は以上ですが、他に何かございませんか。 (委員、事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで 11 月の定例総会を閉会します。 ご協力ありがとうございました。</p>
----	--